



Title	日本中世付加税の研究
Author(s)	永松, 圭子
Citation	大阪大学, 2011, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/59383">https://hdl.handle.net/11094/59383</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【35】

氏 名 ながまつ けいこ  
永 松 圭 子

博士の専攻分野の名称 博士(文学)

学 位 記 番 号 第 24832 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 23 年 5 月 26 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 论 文 名 日本中世付加税の研究

论 文 審 查 委 员 (主査)  
教 授 平 雅行

(副査)  
教 授 村田 路人 准教授 市 大樹  
滋賀県立大学教授 水野 章二

## 論文内容の要旨

本論文は、日本中世の付加税の実態を究明するとともに、古代から中世、そして中世から近世への付加税の歴史的変遷を実証的に解明しようとしたものである。本文は全8章と序章・終章・付論とから成り、枚数は730枚（400字詰め換算）である。

まず序章では研究史をふりかえり、中世の付加税を究明する重要性を確認している。第1章では前分・勘料を中心とりあげて、律令制下における付加税が中世社会への移行のなかでどのような歴史的変遷をたどったかを明らかにした。

第2章から第6章では、中世前期における多様な付加税について、その実態を探った。そして、①中世の付加税には定率のもの（交分・口米・筵付）と、そうでないもの（数米・筵払）に大別される、②宝月圭吾は交分を升の容積差による増加分と解したが、実際には交分は11世紀より付加税として登場している、③13Cに付加税分だけ容積を増した升が作られたため、交分は容積差による増加分をも意味するようになった、④単米は付加税の含まれない本来の年貢・地子を意味すると考えられてきたが、実際は正米と雜用を加算したものか、分米と付加税を合算したものが単米であり、「单」は1つにまとめて合算する意である、④筵付と筵払は後には混同されるようになるが、本来は別物である、⑤広義の年貢は上位に分米や加徵米、そして下位に交分・口米・筵付・数米などの付加税が位置する重層的な構成をとっていた、と指摘している。

第7章では中世後期における付加税を検討し、数米は数量確認作業全体にかかる付加税であること、また中世前期にくらべると後期は付加税の比重が次第に減少した、と述べている。第8章では付加税をめぐる領主一農民間の紛争を検討し、中世的な雑多な付加税が最終的に太閤検地によって、2%の口米に一本化されていった経緯を論じている。終章では、古代・中世・近世と付加税の歴史的変遷をたどって、本論文の概要をまとめた。また付論では、中世への移行期に、度量衡の統括権が国家から国司や莊園領主に委譲され、そのことが多様な斤が出現する要因となった、と述べている。

## 論文審査の結果の要旨

日本の中世社会では多様な付加税が存していた。その負担は決して軽いものではなく、莊園によっては年貢額の七割もの付加税を徴収しており、付加税の減免を求めた農民闘争まで起きている。それだけにその実態を解明することは、中世社会を考察するうえで基本的な前提となるが、なにぶん史料が断片的なこともあって、その全容は不明なままであった。

それに対し本論文は、膨大な史料を丹念に精査しながら、口米・交分・筵付や数米・筵払・筵米・升上・弥交分・庭物・装束など、多様で複雑な中世の付加税の全貌を明らかにした。特に、単米・升之上や交分など、年貢収納にかかる用語や付加税について、先行研究を補訂しながらその語義や内容を解明したことは重要である。本論文によって、中世民衆の租税負担の全体像を見通すことがようやく可能となった。これが本論文の第一の成果である。

また、本論文は律令制下の付加税から中世への付加税への歴史的変遷を具体化し、さらに太閤検地によって、中世的付加税が整理され2%程度の定率の口米に収斂していく経緯を明らかにした。これによって、古代から中世、そして中世から近世への付加税の歴史の全体像を展望することが可能となった。その点で、本論文の研究史的意義はたいへん大きい。

とはいっても、本論文にも問題がないわけではない。付加税の返抄不記載などについてはなお検討が必要であるし、莊園制における人的配置の在り方と付加税との構造的連関についても、発生論を踏まえた説明が求められる。しかし丹念な史料収集と厳密な分析にもとづいて付加税の内容を究明した本論文は、莊園史・村落史はもちろんのこと、古代・中世史研究全体への重要な貢献として、研究史に残るであろう。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。